

産業振興と人材育成の拠点（エス・バード）飲食店出店者募集要領

1 趣旨

この要項は、産業振興と人材育成の拠点（エス・バード）内飲食店に係る出店者を募集し、提出された提案内容等をもとに、選定委員会において出店予定者を決定するため、必要な事項を定めるものです。

新規事業者においては、施設利用者及び地域住民が日常的に利用しやすく、気軽に立ち寄ることのできる飲食店として、昼食利用を中心としたサービス提供を行うとともに、地元食材の活用、地産地消及び来館者利便性の向上に寄与する運営を行うものとします。また、公共施設内の飲食店として適切な営業形態を維持し、施設運営との連携及び地域振興への貢献に努めるものとします。

2 施設概要

(1) 施設名

産業振興と人材育成の拠点（エス・バード）

(2) 所在地

長野県飯田市座光寺 3349 番地

(3) 休館日

毎月第1水曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

(4) 募集区画

B棟1階 飲食店区画

(5) 面積

約 94.5 m²

※厨房、事務室、倉庫等を含む。

3 期待する店舗イメージ

次に掲げる店舗を求めます。

- ・ 日常利用しやすい店舗
- ・ 気軽に立ち寄れる店舗
- ・ 昼食利用ができる店舗
- ・ 地域食材を活用した店舗
- ・ 地域住民及び施設利用者双方が利用しやすい店舗
- ・ 地産地消に配慮した店舗
- ・ 公共施設と調和した店舗

4 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り応募できます。法人・個人の別は問いません。

- (1) 飲食店営業に必要な許認可を有する者、又は営業開始までに取得見込みである者
- (2) 営業に必要な資格者を配置できる者
- (3) 税金の滞納がない者
- (4) 過去2年以内に食品衛生法等に基づく重大な行政処分を受けていない者
- (5) 会社更生法、民事再生法等による手続中でない者
- (6) 暴力団その他反社会的勢力に該当しない者

5 使用条件

(1) 使用期間

営業開始日から5年間とします。ただし、更新を妨げないものとします。

(2) 負担金

飲食店区画使用料 月額 70,000 円（共益費込み）

なお、水道料、電気料、通信費その他営業に必要な経費については、出店者の負担とする。

また、インターネット回線については、必要に応じて出店者において契約及び設置を行うこと。負担金については、社会経済情勢、施設維持管理費、物価変動等を踏まえ、使用期間中又は更新時に見直す場合がある。

(3) 事業者負担

次に掲げる経費は事業者負担とします。

- ・ 光熱水費
- ・ 電話料
- ・ 消耗品費
- ・ 廃棄物処理経費
- ・ 清掃費
- ・ 修繕費
- ・ 原状回復費
- ・ 営業に必要な備品等

6 営業条件

(1) 営業日

原則として施設開館日に営業すること。

(2) 営業時間

開店時間 午前 11 時以前で設定 閉店時間 午後 3 時以降で設定

なお、夜営業を行う場合は、施設運営に支障のない範囲とし、午後 9 時までを目安とします。

(3) 営業内容

定食類、米飯類、麺類、軽食及び飲食物（コーヒー・紅茶含む）等、一般的な食堂・カフェ機能を備えること。

(4) 施設連携

産業センター主催事業、会議、イベント等における弁当・仕出し等への対応に努めること。

(5) 営業形態

アルコール類の提供は可能としますが、酒類提供を主目的とした営業形態は認めません。

(6) 地産地消

地元食材の活用及び地元事業者との連携に努めること。

7 居抜き条件

厨房設備等の一部は前事業者所有物であり、引継ぎ等については当事者間協議とします。

公益財団法人南信州・飯田産業センターは当該協議に関与しません。